証券コード　3777
2020年３月11日

株　主　各　位

東京都台東区浅草橋３番20番15号
株式会社ＦＨＴホールディングス
代表取締役社長　楊　　暁　　軍

# 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年３月26日（木曜日）午前11時
2. **場　　所**　東京都台東区柳橋一丁目２番10号　共和会館３階　会議室Ｂ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

**報告事項**
1. 第26期（自2019年１月１日　至2019年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（自2019年１月１日　至2019年12月31日）計算書類報告の件
報告事項の取り扱いについては、次項の「第26期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

**決議事項**
**第１号議案**　取締役５名選任の件
**第２号議案**　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.fht-hd.com/ir/news.html)に掲載させていただきます。

# 第26期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2020年３月26日開催の第26期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第26期（自2019年１月１日　至2019年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第26期（自2019年１月１日　至2019年12月31日）計算書類報告の件」（以下「第26期報告事項」といいます。）に関しまして、決算手続き、会計監査人の監査報告の受領等所要の手続き（以下、「決算関連手続き」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2020年２月12日付の「2019年12月期決算短信公表の遅延に関するお知らせ」及び2020年２月19日付の「（開示事項の経過）2019年12月期決算短信公表の遅延に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が中国において保有しております３社の子会社（①吉奥莱科特医疗健康科技（上海）有限公司、②上海蓉勤健康管理有限公司、③栖霞市东明置业有限公司）において、新型コロナウイルス感染症による肺炎の予防及び抑制を目的とした中国の省政府や市政府の通達に従うことによる影響で、当社の連結会計処理に係る作業が遅延しております。中国国内において、省や市を移動する際に一定期間（基本14日間）の外出自粛や禁止等の制限があったり、当社中国子会社の従業員等の居住区において、新型コロナウイルス感染者が発生して外出禁止となった従業員等もおり、当社の中国子会社は実質稼働することが困難な状況が続いております。また、当社の中国子会社に関する会計監査業務を行っている中国上海市の会計監査事務所も、同様の理由により監査業務の遂行が困難な状況が続いており、現時点において、決算関連手続きが完了しておりません。

これに伴い、当社は会計監査人の監査報告の受領など所要の手続きを完了次第、速やかに本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第26期報告事項をご報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において皆様にお諮りする予定でございます。本総会において、本提案をご承認いただきましたら、当社は本継続会の開催のご通知を株主の皆様に別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

また、第26期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告（以下、「提供書面」といいます。）は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。従いまして、本総会の招集ご通知には提供書面を添付しておりませんので、ご承知ください。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申しあげます。

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　　取締役５名選任の件

取締役全員(５名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | ようぎょうぐん<br>楊　暁軍<br>(1979年11月７日生) | 2007年 9月　上海明太投資発展有限公司　総経理<br>2010年 8月　上海復華商業集団有限公司　董事長（現任）<br>2010年 8月　上海復華軟件産業発展有限公司　董事長（現任）<br>2010年 8月　上海復旦復華商業資産投資有限公司　董事長（現任）<br>2014年11月　復旦大学城市発展研究院　理事、研究員（現任）<br>2014年11月　復旦大学新能源研究中心　主任（現任）<br>2016年 7月　復華ジャパン㈱　代表取締役<br>2018年 3月　当社取締役<br>2018年 7月　当社代表取締役（現任） | 0株 |
| 2 | くるまりくあき<br>車　陸昭<br>(1970年６月１日生) | 1995年 4月　㈱ケンウッド入社<br>2001年 7月　㈱ケーエムケーワールド　代表取締役社長（現任）<br>2009年 3月　㈱プロ・フィールド　代表取締役社長（現任）<br>2017年 3月　WAKE UP INTERACTIVE LIMITED　取締役（現任）<br>2017年 7月　㈱リゾマテカ　代表取締役社長（現任）<br>2018年 3月　当社取締役（現任）<br>2018年 7月　エリアエナジー㈱　代表取締役（現任）<br>2018年 7月　エリアエナジー大阪㈱　代表取締役（現任）<br>2018年 7月　㈱A.I.ミドルウェア　代表取締役（現任）<br>2018年 7月　ターボリナックス㈱　取締役（現任）<br>2018年 7月　コネクト㈱　取締役（現任）<br>2018年 7月　㈱東環　取締役（現任）<br>2018年10月　吉奥莱科特医疗健康科技（上海）有限公司　董事長（現任） | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | もりかげまさゆき<br>森蔭政幸<br>(1967年６月14日生) | 1989年 6月　コマツソフト㈱入社<br>1996年 2月　サイベース㈱入社<br>2000年 6月　当社入社<br>2006年 9月　当社事業推進本部長<br>2008年 5月　当社執行役員兼事業推進本部長<br>2009年 3月　当社取締役技術統括<br>2009年 3月　コネクト㈱　取締役(現任)<br>2010年 3月　ターボリナックス㈱　代表取締役（現任）<br>2013年 2月　当社代表取締役<br>2013年 3月　㈱東環　取締役（現任）<br>2014年 2月　日本地熱発電㈱　取締役（現任）<br>2014年 3月　当社取締役　ＩＴ関連事業担当<br>2014年 5月　㈱遺伝子治療研究所　取締役<br>2014年 7月　㈱仙真堂　取締役<br>2014年11月　エリアエナジー㈱　取締役（現任）<br>2017年 3月　当社取締役経営企画管理本部（現任）<br>2017年 5月　エリアエナジー大阪㈱　取締役（現任）<br>2017年 8月　㈱A.I.ミドルウェア　取締役（現任） | 2,000株 |
| 4 | もりひろし<br>杜宏<br>(1964年５月６日生) | 1996年 4月　エスジーコミュニケーションズ㈱<br>代表取締役（現任）<br>2019年 3月　当社社外取締役（現任） | 169,000株 |
| 5 | ふくだけん<br>福田健<br>(1967年６月18日生) | 1995年 4月　㈱ヤオハンジャパン入社<br>2010年 5月　㈱セキド　社外取締役<br>2011年 6月　㈱バルクホールディングス　社外監査役<br>2012年 4月　㈱ストリーム　社外取締役<br>2012年12月　衆議院議員政策担当秘書（現任）<br>2019年 3月　当社社外取締役（現任） | 0株 |

(注)1. 取締役候補者全員（５名）と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杜宏氏及び福田健氏は、現在社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって１年となります。
3. 杜宏氏及び福田健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができることと判断した理由について
(1)杜宏氏は、中国における法律及び企業経営、投資に関する専門的知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外取締役として当社の監督機能に活かしていただきたいためであります。特に中国法務の側面から助言をいただくことが有効であると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2)福田健氏は、衆議院議員秘書で培った経験と専門的知識を有しており、それらを当社の社外取締役として当社の監督機能に活かしていただきたく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、杜宏氏及び福田健氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。杜宏氏及び福田健氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

**第２号議案**　　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年３月30日開催の第11期定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内（うち、社外取締役分は2百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、第１号議案「取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は同じく５名（うち社外取締役２名）となります。

また、当社の取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内（うち、社外取締役分は60,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

当社の取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

当社の取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、当社の取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

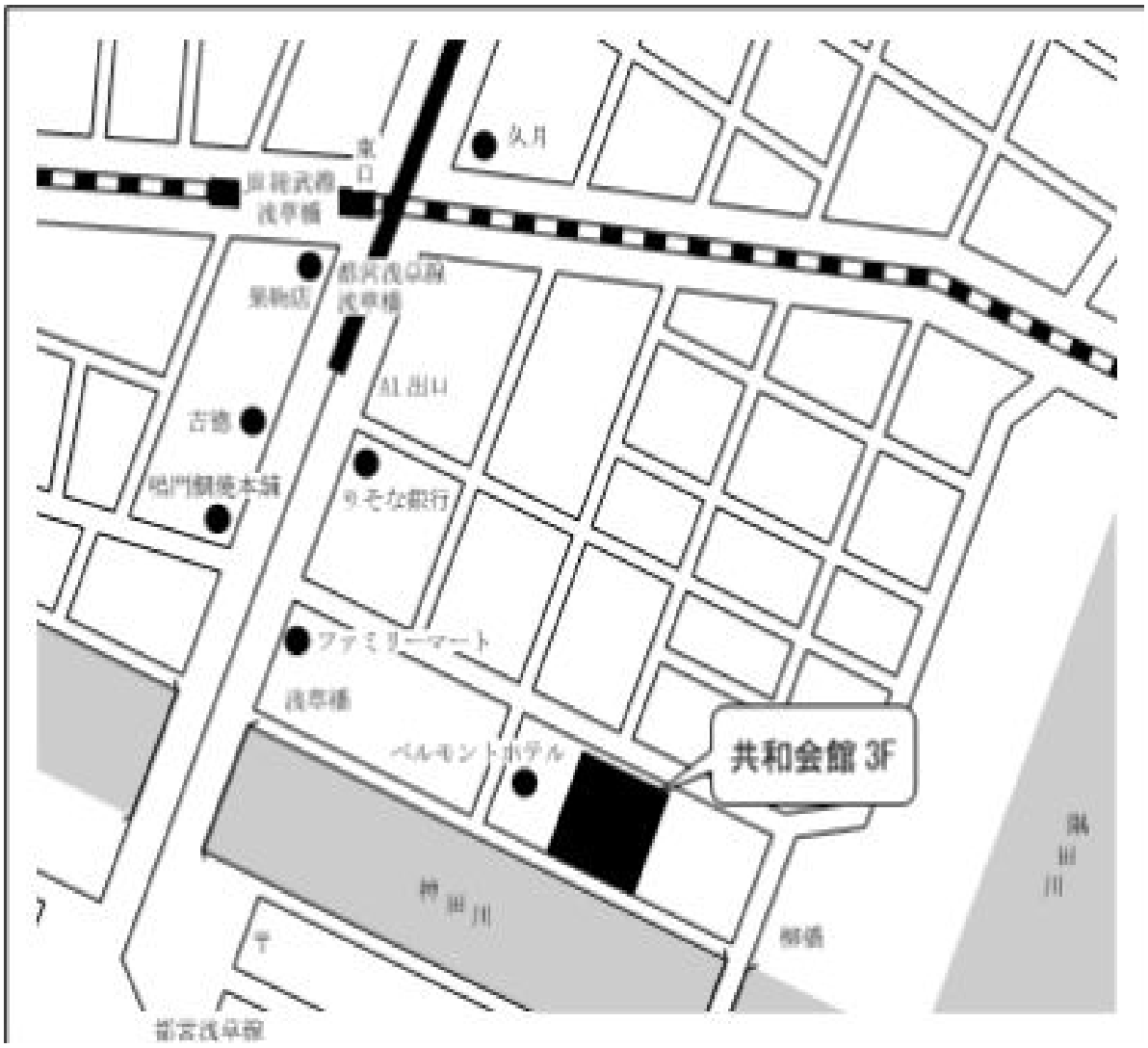
（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：〒111-8611　東京都台東区柳橋一丁目２番10号
　　共和会館３階　会議室Ｂ
　　TEL：03－3862-8301




会場最寄り駅

◆ＪＲ総武線　浅草橋駅　東口　　徒歩３分

◆都営浅草線　浅草橋駅　Ａ１出口　徒歩３分

※ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

**＜新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして＞**

新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申しあげます。